

A01
会

則

日本大学工学部校友会

制 定	昭和43年 4月 1日
改廃審議	平成25年 4月20日
実 施	平成25年 4月21日
転記・転載	平成25年 4月21日

承 認						転記・転載	(退会 ・常任幹事会) 審議	原 案
会 長	副 会 長					幹事長	(書記・幹事長)	会則等審議委員会
							 	

昭和43年 4月 1日 制定	会 則 第1章 総則 ～ 第2章 会員	頁記号	A01	1
平成25年 4月20日 改正		平成25年 4月21日 実施		

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、日本大学工学部校友会（以下ここでは本会という）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を、福島県郡山市田村町徳定字中河原1番地 日本大学工学部内に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、日本大学との関係を密にし、母校工学部の興隆発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①会員相互の連絡並びに会員名簿の管理に関する事
- ②校友会報の発行並びにホームページの運営に関する事
- ③本会歴史資料の収集・管理・保管に関する事
- ④正会員並びに準会員への支援に関する事
- ⑤親睦会、講演会の開催
- ⑥学校法人日本大学との連携に関する事項
- ⑦日本大学他学部校友会との連携に関する事項
- ⑧その他、必要と認められる事業

(支部等)

第5条 本会は、地域を対象として、あるいは職域を対象として支部を置くことができる。
更に必要があればその支部を中心として支会を設けることができる。支部支会などの設立と運営については別に定める。

第2章 会 員

(会員の資格)

第6条 本会の会員は次のとおりとする。

- ①正会員は、日本大学工学部（旧称第二工学部）の卒業生並びに大学院工学研究科を修了した者
- ②準会員（学生）は、日本大学工学部並びに大学院工学研究科に在籍している在学生
- ③賛助会員は、日本大学工学部教職員並びに本会に特別の関係を有する者で、工学部校友会の目的事業に賛助する者
- ④本会の会員の資格は、会費納入のあった者を対象とする



昭和43年 4月 1日 制定	会 則	頁記号	A01	2
平成25年 4月20日 改正	第3章 役員	平成25年 4月21日 実施		

第3章 役員

(役員構成)

第7条 本会に次の役員を置く。

- ①会長 1名
- ②副会長 6名以内
- ③幹事長 1名
- ④副幹事長 1名
- ⑤常任幹事 20名以内
- ⑥幹事 30名以内
- ⑦会計監査 3名
- ⑧相談役 5名以内
- ⑨名誉会長 1名置くことができる
- ⑩学校法人日本大学並びに日本大学校友会への出向役員

- 2 前項役員は、日本大学校友会正会員であることとする。
- 3 役員は満80歳を定年とする。但し、任期中は延長できる。

(役員選出)

第8条 前条第7条に基づく役員選出方法は次による。

- 2 会長の選出は、第5章運営委員会第15条2項の⑤会長選出選考委員会（以下、選考委員会という）で会長候補者を推薦し、総会に諮り決定する。
- 3 副会長以下の役員は新会長が指名する。
- 4 幹事長の決定は総会の承認を必要とする。
- 5 副会長以下の役員選出は、別に定める役員選出規程による。
- 6 役員に選出された者が辞退する場合は、その役員との交渉、去就および補充については新会長に一任する。

(役員任期)

第9条 役員任期は3年とし、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、会長が新役員を指名しこれを補充することができる。その任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第10条 会長は本会を代表し、会務を統理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。
- 3 幹事長は会務執行の要とし、会内外の事象を広く深く把握し適切なる対応策等を提示する。又、事務局運営の責任者となる。副幹事長は幹事長を補佐する。
- 4 会計監査は会計財務に対し監査を行い、その結果を総会に報告する。
- 5 会計監査は常任幹事会、役員総会に出席し、意見を述べるができる。
- 6 常任幹事は、会務の運営に必要な事項を審議する。
- 7 幹事は役員総会に出席し、会務について意見を述べるができる。



昭和43年 4月 1日 制定	会 則 第3章 役員 ～ 第4章 会議	頁記号	A01	3
平成25年 4月20日 改正		平成25年 4月21日 実施		

- 8 相談役は常任役員会に出席し、重要案件を審議するとともに常任幹事会の審議に参加する。また、本会が行う日本大学及び工学部並びに本部校友会との折衝等に関して、必要な場合は他の役員と共同して、又は、本会を代表して折衝等を行う。
- 9 名誉会長は、役員総会に出席し意見を述べることができる。

第4章 会 議

(総会)

- 第11条 本会は、年1回通常総会を開き、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 2 総会の議長は、出席正会員の中から選出し、議決は出席正会員（委任状含む）の過半数の賛成で行う。賛否同数の場合は、議長裁決による。
 - 3 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。
 - ①会則の変更
 - ②解散に関する事
 - ③会費に関する事
 - ④事業計画および収支予算に関する事
 - ⑤その他規程の定める事項

(常任役員会)

- 第12条 本会に常任役員会を置き、会長が議長となる。
- 2 常任役員会は、相談役、正副会長、正副幹事長をもって構成し、会長または1名以上の相談役の招集で開催し、重要案件について審議の上、常任幹事会へ付託する。

(常任幹事会)

- 第13条 本会に常任幹事会を置き、会長が議長となる。
- 2 常任幹事会は、相談役、正副会長、正副幹事長、常任幹事をもって構成し、随時開催する。但し、代理出席は認めない。
 - 3 常任幹事会は、会務の執行にあたる。
 - 4 常任幹事会は構成員の過半数の出席により成立し、出席者の過半数の賛成によって議決とする。

(役員総会)

- 第14条 本会に役員総会を置き、会長が議長となる。
- 2 役員総会は、相談役、正副会長、正副幹事長、常任幹事および幹事をもって構成する。
 - 3 役員総会は会長が随時召集し、構成員の過半数の出席により成立し、出席者の過半数により決する。



昭和43年 4月 1日 制定	会 則	頁記号	A01	4
平成25年 4月20日 改正	第5章 運営委員会 ～ 第6章 会計	平成25年 4月21日 実施		

第5章 運営委員会

(運営委員会)

第15条 本会に、各種運営委員会を置くことができる。

2 委員会は次の各号とする。

- ①総務委員会
- ②財務委員会
- ③広報委員会 (会報発行担当、ホームページ担当)
- ④校友情報管理委員会
- ⑤会長選出選考委員会
- ⑥特別委員会

第①号から第⑤号までの委員会は常設とし、第⑥号の委員会は、工学部校友会の事業運営上、特に会長が必要と認めるとき設置することができる。

3 委員会の組織および運営は、別に定める規程による。

第6章 会計

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第17条 本会の経費は、次の各号をもって充てる。

- ①日本大学校友会 (本部) 年会費還付金。還付金は次の二項である。
 1. 正会員 (個人)
 2. 準会員 (学生)
- ②会員通信費
- ③賛助会費
- ④寄付金
- ⑤その他の収入

(会費)

第18条 会費は年会費還付金をいい、その還付率は、日本大学校友会 (本部) と本会との協議により決定する。

2 工学部校友会会則・第4条の内、第⑤号及び⑦号に係わる会費を、そのつど徴収することができる。

(寄付金)

第19条 本会は、寄付金等を採納することができる。

2 寄付金等は、別に定める規程により処理する。

(財務)

第20条 本会の財務は、別に定める規程により処理する。



昭和43年 4月 1日 制定	会 則	頁記号	A01	5
平成25年 4月20日 改正	第6章 法人役員 ～ 第11章 雑則	平成25年 4月21日 実施		

第7章 法人役員および日本大学校友会役員

(役員の推薦)

第21条 本会は、学校法人日本大学並びに日本大学校友会の役員候補者を推薦することができる。

2 候補者の推薦は別に定める規程による。

第8章 日本大学校友会会費並びに役員会の会費

(日本大学校友会会費並びに役員会の会費)

第22条 本会は、日本大学校友会が定める会費を納入する。また、本会より選出されている日本大学校友会役員が納めるべき会費は、本会が負担する。

第9章 事務局

(事務局)

第23条 本会の事務は、会長の命を受け本会事務局が処理する。

2 事務局の統括は幹事長があたる。

3 事務局に関する規程は別に定める役員選出規程による。

第10章 賞 罰

(表 彰)

第24条 本会に特別の功労があつた個人並びに団体に対して、表彰することができる。

2 表彰に関する規程は別に定める。

(除 名)

第25条 本会の会員が次の各号に該当したときは、常任幹事会の決議により除名することができる。

①日本大学の名誉を傷つけ、または校友としての品位を著しく害する言動があつたとき

②本会の秩序を乱したとき

③故意または重大な過失によって日本大学および本会に損害を与えたとき

第11章 雑 則

(規程の制定)

第26条 本会則の施行に必要な規程および本会の運営並びに管理に必要な規程は、常任幹事会の議決を経てこれを定める。

2 本会の会則を改正したときは、日本大学校友会に届けるものとする。

(会則の改訂)

第27条 本会則は総会において出席会員の過半数の賛意がなければ改正することができない。



昭和43年 4月 1日 制定	会 則	頁記号	A01	6E
平成25年 4月20日 改正		平成25年 4月21日 実施		

- 附則
- ① 本会則は、昭和43年 4月 1日より施行する。
 - ② 本会則は、昭和45年 4月19日より改正施行する。
 - ③ 本会則は、昭和46年 4月18日より改正施行する。
 - ④ 本会則は、昭和47年 4月23日より改正施行する。
 - ⑤ 本会則は、昭和49年 4月21日より改正施行する。
 - ⑥ 本会則は、昭和50年 4月20日より改正施行する。
 - ⑦ 本会則は、昭和51年 5月23日より改正施行する。
 - ⑧ 本会則は、昭和55年 4月26日より改正施行する。
 - ⑨ 本会則は、昭和56年 4月18日より改正施行する。
 - ⑩ 本会則は、平成 2年 4月21日より改正施行する。
 - ⑪ 本会則は、平成 8年 4月20日より改正施行する。
 - ⑫ 本会則は、平成13年 4月28日より改正施行する。
 - ⑬ 本会則は、平成17年 4月23日より改正施行する。
 - ⑭ 本会則は、平成18年 4月22日より改正施行する。
 - ⑮ 本会則は、平成19年 4月21日より改正施行する。
 - ⑯ 本会則は、平成20年 4月19日より改正施行する。
 - ⑰ 本会則は、平成21年 4月25日より改正施行する。
 - ⑱ 本会則は、平成23年 4月24日より改正施行する。
 - ⑲ 本会則は、平成25年 4月21日より改正施行する。

